

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議（第1回）

議事次第

令和6年7月31日（水）
17時30分～18時00分
内閣府別館9階会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議の開催について
- （2）特定臨時避難施設の整備について
- （3）緊急一時避難施設の指定促進等（地下施設の一層の確保及び地下利用促進を含む）について
- （4）緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討について
- （5）政府における国民保護関連部署の機能強化について

3. 閉 会

（配付資料）

- 資料1 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議の開催について
- 資料2－1 特定臨時避難施設の整備について（消防庁提出資料）
- 資料2－2 特定臨時避難施設の整備について（防衛省提出資料）
- 資料3－1 緊急一時避難施設の指定促進について（消防庁提出資料）
- 資料3－2 公立学校施設の状況について（文部科学省提出資料）
- 資料3－3 経済産業省の取組について（経済産業省提出資料）
- 資料3－4 国土交通省の取組について（国土交通省提出資料）
- 資料4 緊急一時避難施設の実態等の調査の進め方について（内閣官房提出資料）
- 資料5 関係府省について（内閣官房提出資料）

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議の開催について

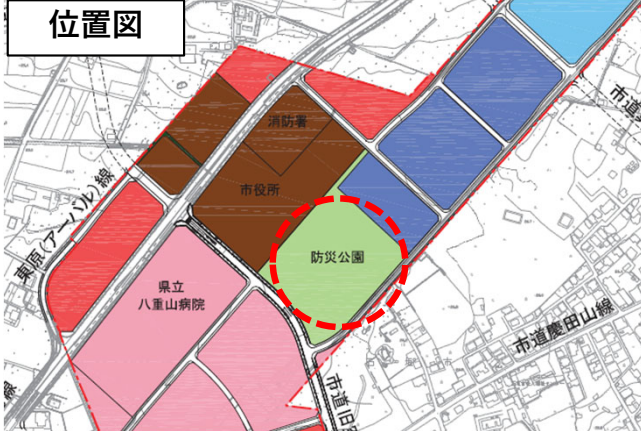
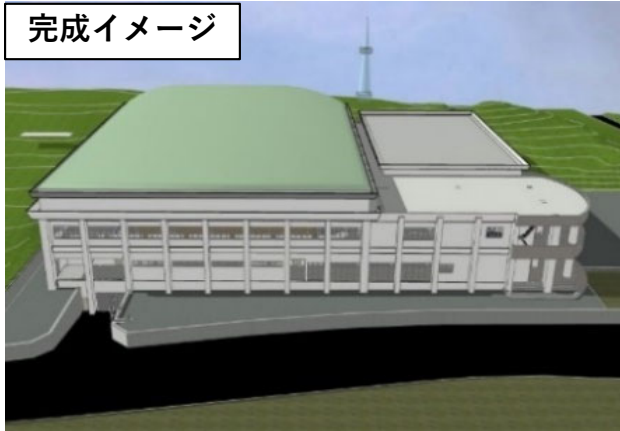
令和6年7月31日
関係府省申合せ

- 1 武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保について、関係府省の取組状況を共有し、緊密な連携の下、取組を推進するため、武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)
	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)
	兼 災害対処・救援総括官
構成員	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)
	内閣府政策統括官(防災担当)
	内閣府地方創生推進事務局審議官
	消防庁次長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
	経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官
	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
	国土交通省都市局長
	国土交通省鉄道局長
	防衛省地方協力局長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

	竹富町	多良間村
想定施設	新たに整備する西表島分庁舎の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用	新たに整備する高齢者複合福祉施設の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用
補助制度	- 分庁舎の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中	- 福祉施設の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中
参考イメージ	整備予定地 	整備予定地 
予定	現在、調整中であるが、早ければ令和6年度、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始。以降、整備に向けた取り組み。	現在、調整中であるが、早ければ令和7年度、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始。以降、整備に向けた取り組み。

	与那国町	石垣市	宮古島市
想定施設	・新たに整備する与那国町複合庁舎の <u>地下駐車場を特定臨時避難施設として活用</u>	・新たに整備する防災公園の <u>地下駐車場を特定臨時避難施設として活用</u>	・新たに整備する体育館の <u>地下駐車場を特定臨時避難施設として活用</u>
補助制度	・複合庁舎の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中	・公園の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中	・体育館の整備については、民生安定助成事業 ・特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中
参考イメージ	現況写真 	位置図 	完成イメージ 
予定	令和6年度、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始。 以降、整備に向けた取り組み。	令和6年度、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始。 以降、整備に向けた取り組み。	令和6年度、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始。 以降、整備に向けた取り組み。

緊急一時避難施設の指定促進について

令和 6 年 7 月 3 1 日
消 防 庁

避難施設の指定

○国民保護法（抄）

（避難施設の指定）

第百四十八条 **都道府県知事※**は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を**避難施設として指定しなければならない**。※第百八十四条により、指定都市にあっては市長。以下、「都道府県知事」について同。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

○国民の保護に関する基本指針（閣議決定）（抄）

第4章第1節5（1） 避難施設の指定

都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとする。この場合において、以下の事項等に留意するものとする。

○ 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

「避難所等」

○ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

「緊急一時避難施設」

○ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する

→ 緊急一時避難施設の指定をより一層促進し、特に地下施設（地下街・地下駅舎等）の指定を進めるため、令和3年度から7年度までの5年間を集中取組期間として指定を推進（令和3年5月）

避難施設の指定状況

施設区分	施設数 (令和6年4月1日現在)	定義等
避難施設	100,116※ ¹	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
屋内避難施設	78,934※ ²	避難所、緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設
避難所	71,538	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、 長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	58,589	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
地下施設	3,926	
特定臨時避難施設 ※新設	—	武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）で整備予定）
屋外避難施設	62,056	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

- ※1 屋内避難施設と屋外避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と避難施設数は一致しない。
- ※2 避難所と緊急一時避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と屋内避難施設数は一致しない。

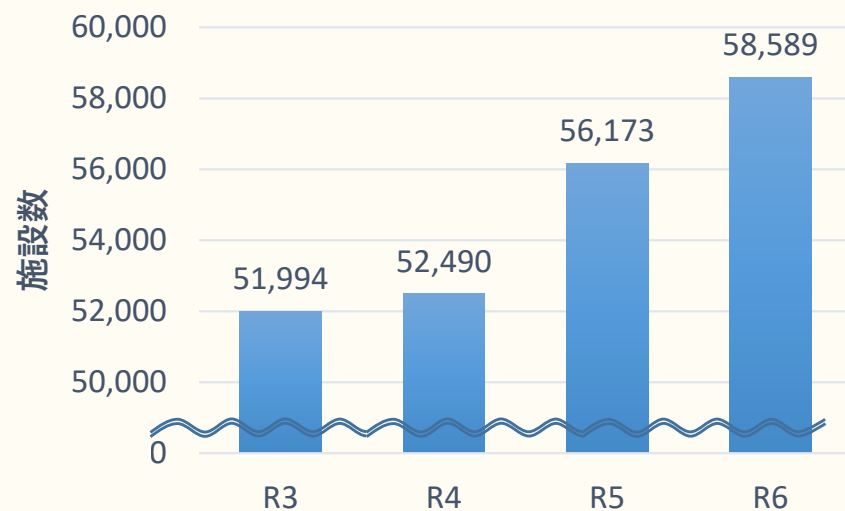
緊急一時避難施設の指定状況（令和6年4月1日時点）

概要と現状

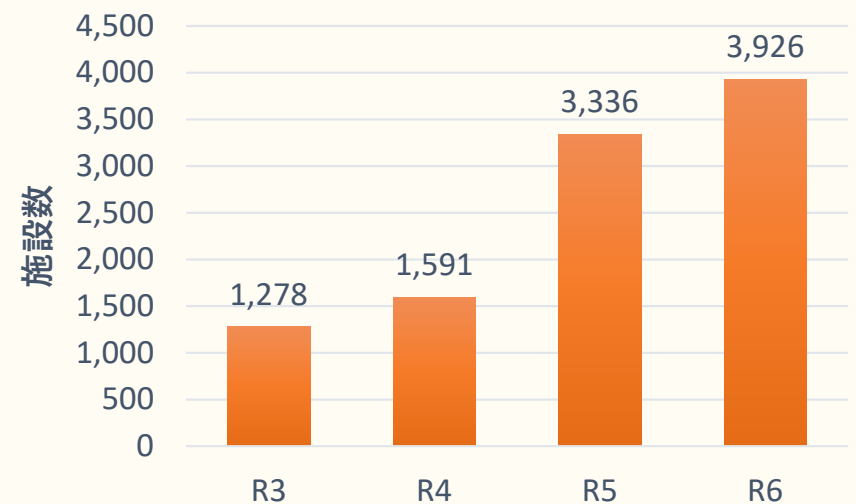
【緊急一時避難施設】

- 全国で計58,589箇所（前年度比2,416箇所増、令和3年度比6,595箇所増）となり、緊急一時避難施設の指定が一定の進捗状況にある。
- そのうち地下施設は全国で計3,926箇所（前年度比590箇所増、令和3年度比2,648箇所増）となり、令和3年から3倍以上となったが、緊急一時避難施設の中の割合では約7%となっており、更なる指定の促進が重要となる。

緊急一時避難施設



地下施設



緊急一時避難施設に係る取組

- 各都道府県等に対し、管内施設を総点検して緊急一時避難施設の指定対象となりうる施設を洗い出し、集中取組期間内における地下施設を含めた施設の指定促進のための目標・取組方針の作成を依頼（令和5年4月）
- 総点検結果を踏まえ、各都道府県等において集中取組期間内に人口カバー率100%達成を目標とすることとして、以下の取組を依頼。（令和6年3月）
 - （1） 重点取組分野を設定し、今後より一層の指定を推進
 - ・ 重点取組分野：災害対策基本法上の指定避難所等、大規模商業施設、地下駅舎及び地下街
 - （2） 人口カバー率100%を達成した都道府県等は、管内各市区町村・行政区単位での100%達成、未指定の地下街、地下駅舎の全ての指定を目指す



- 現在、都道府県等に対し、課題の聴取やそれに応じた考え方の整理、知見を有するアドバイザー（指定が進んでいる自治体職員等）の派遣等を行っているほか、関係省庁から施設管理者等への働きかけを依頼する等により緊急一時避難施設の指定を促進。



- 今後、緊急一時避難施設について、政治経済の中枢を含む都市部及び重点取組分野の施設におけるより一層の指定の促進に取り組む。
 - ・ アドバイザーの派遣その他指定に関する助言、各種会議における情報提供等を通じて都道府県等を支援
 - ・ 指定に課題を有する都道府県等に対する個別の支援の充実 等
- 更なる地下施設の一層の確保を図るため、関係省庁との連携を強化し、全国の地下施設の実態調査や、更なる指定促進策の検討に取り組む。

公立義務教育諸学校と高等学校の学校施設の状況

公立学校は全国に 約 3 万 3 千校（約20,700万㎡）うち義務教育（小・中・義務）学校は 約 2 万 8 千校（約15,800万㎡）。

地域	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	計
全国	18,669校	9,095校	201校	3,455校	35校	1,118校	32,573校
	約9,812万㎡	約5,944万㎡	－ ㎡	約4,267万㎡	－ ㎡	約700万㎡	約20,723万㎡

※義務教育学校の前期・後期課程の面積はそれぞれ小学校、中学校に、中等教育学校の前期・後期課程の面積はそれぞれ中学校、高等学校に含む。

※学校数は学校基本調査（令和 5 年度）、学校面積は公立学校施設実態調査（令和 5 年度）

学校施設にかかる主な法令等

■ 建築基準法

学校は、より良い就学環境を確保するために、建築基準法関係法令において採光面積基準は一般建築物よりも厳しい。

居室の種類		割合
(一)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の 教室	1 / 5
(二)	前項第一号に掲げる 居室	
(三)	住宅の居住のための居室	1 / 7

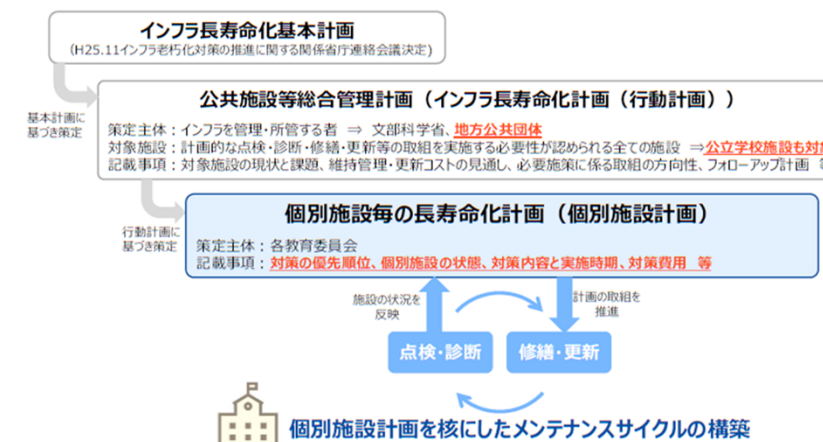
公立小中学校の耐震化状況

公立小中学校の耐震化率は 99.8%（非木造 全国 令和 5 年度）

公立学校施設の老朽化対策の推進

学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

- ✓ 個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係る**トータルコストの縮減や予算の平準化**を図りながら、**施設の機能維持や安全性を確保**するための計画。（中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に記載。）
⇒各施設の**メンテナンスサイクルの核**となるもの
- ✓ 現時点で、**ほぼ全ての地方公共団体が公立学校施設の個別施設計画を策定済み**。



経済産業省の取組について

- コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を持つ大型小売商業施設についても、ミサイル攻撃等の際に、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用されるよう、内閣官房、消防庁からの協力依頼を受け、都道府県又は政令指定都市による緊急一時避難施設の指定を促進。
- 具体的には、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を持つ大型小売商業施設管理者に対し、都道府県又は政令指定都市からの要請を受けて協力いただきたい旨、経済産業省からも文書で働きかけを行っているところ。（令和 6 年 2 月に発出）

（一社）日本百貨店協会向け

（一社）日本ショッピングセンター協会向け

日本チェーンストア協会向け

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 3 日

一般社団法人 日本百貨店協会

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課

避難施設の指定にかかる対応について（協力依頼）

都道府県及び政令指定都市においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、避難施設を指定しているところですが、この度、別添事務連絡のとおり内閣官房及び消防庁より「避難施設の指定の促進について」協力依頼があったところです。

既に貴協会の会員が所有する施設を避難施設に指定している事例もあり、内閣官房及び消防庁では引き続き指定を促進していく予定であるため、指定の重要性に鑑み、貴協会会員に対して、以下の内容を情報提供いたたくお願いいたします。

・都道府県又は政令指定都市より、指定に向けた協議がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

- （添付資料）
- 避難施設の指定の促進について（協力依頼）（令和 6 年 2 月 1 3 日事務連絡）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）の補足
 - 参照条文等
 - 「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定促進等について」（令和 4 年 3 月 3 1 日付け消防国第 7 1 号消防庁国民保護室長通知）
 - 避難施設の指定状況

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 3 日

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課

避難施設の指定にかかる対応について（協力依頼）

都道府県及び政令指定都市においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、避難施設を指定しているところですが、この度、別添事務連絡のとおり内閣官房及び消防庁より「避難施設の指定の促進について」協力依頼があったところです。

既に貴協会の会員が所有する施設を避難施設に指定している事例もあり、内閣官房及び消防庁では引き続き指定を促進していく予定であるため、指定の重要性に鑑み、貴協会会員に対して、以下の内容を情報提供いたたくお願いいたします。

・都道府県又は政令指定都市より、指定に向けた協議がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

- （添付資料）
- 避難施設の指定の促進について（協力依頼）（令和 6 年 2 月 1 3 日事務連絡）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）の補足
 - 参照条文等
 - 「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定促進等について」（令和 4 年 3 月 3 1 日付け消防国第 7 1 号消防庁国民保護室長通知）
 - 避難施設の指定状況

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 3 日

日本チェーンストア協会

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課

避難施設の指定にかかる対応について（協力依頼）

都道府県及び政令指定都市においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、避難施設を指定しているところですが、この度、別添事務連絡のとおり内閣官房及び消防庁より「避難施設の指定の促進について」協力依頼があったところです。

既に貴協会の会員が所有する施設を避難施設に指定している事例もあり、内閣官房及び消防庁では引き続き指定を促進していく予定であるため、指定の重要性に鑑み、貴協会会員に対して、以下の内容を情報提供いたたくお願いいたします。

・都道府県又は政令指定都市より、指定に向けた協議がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

- （添付資料）
- 避難施設の指定の促進について（協力依頼）（令和 6 年 2 月 1 3 日事務連絡）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）
 - 「地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q & A」（令和 3 年 6 月 2 日内閣官房）の補足
 - 参照条文等
 - 「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定促進等について」（令和 4 年 3 月 3 1 日付け消防国第 7 1 号消防庁国民保護室長通知）
 - 避難施設の指定状況

国土交通省の取組について

令和6年7月31日
国土交通省

(1) 地下駅舎 ※地下構造の駅(地下ホームのみが存在する駅)のみ

全国: 807カ所



(東京都・霞ヶ関駅)

所在地	施設数	事業者数	所在地	施設数	事業者数
北海道	43	2	石川県	1	1
宮城県	30	2	長野県	4	1
茨城県	3	3	愛知県	92	5
栃木県	1	1	京都府	40	3
埼玉県	6	1	大阪府	145	10
千葉県	13	7	兵庫県	33	6
東京都	308	12	奈良県	1	1
神奈川県	48	5	広島県	4	1
新潟県	1	1	福岡県	33	1
富山県	1	1			

(2) 地下街

全国：78カ所

※公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の道路、コンコースなどを含む）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもののみ



（兵庫県・三宮地下街）

所在地	施設数	所在地	施設数
北海道	3	京都府	2
岩手県	1	大阪府	15
東京都	17	兵庫県	7
神奈川県	7	岡山県	2
新潟県	1	広島県	1
富山県	1	愛媛県	1
愛知県	16	福岡県	4

(3) 地下駐車場

全国：376カ所

※路外駐車場(都市計画駐車場・届出駐車場)のうち地下・自走式の合計
※箇所数には「自走式・機械式」が併設されている施設は計上されていない

所在地	箇所数	台数	所在地	箇所数	台数	所在地	箇所数	台数
北海道	12	2136	石川県	8	2523	岡山県	4	818
青森県	5	635	福井県	2	369	広島県	6	1329
岩手県	1	93	山梨県	2	518	山口県	2	228
宮城県	1	233	長野県	4	2131	徳島県	3	727
秋田県	1	58	岐阜県	1	145	香川県	10	2560
山形県	3	422	静岡県	4	826	愛媛県	5	888
福島県	2	540	愛知県	29	8438	高知県	1	325
茨城県	5	714	三重県	3	558	福岡県	16	3950
栃木県	-	-	滋賀県	3	500	佐賀県	-	-
群馬県	3	733	京都府	8	2471	長崎県	4	529
埼玉県	27	4762	大阪府	24	7074	熊本県	1	432
千葉県	23	7128	兵庫県	42	10407	大分県	3	231
東京都	42	13115	奈良県	5	940	宮崎県	1	99
神奈川県	38	9894	和歌山県	6	819	鹿児島県	2	1133
新潟県	5	619	鳥取県	1	102	沖縄県	4	377
富山県	3	177	島根県	1	28	合計	376	92951

(4) 地下横断歩道

全国：3, 373カ所

※一般国道、都道府県道、市町村道における施設数

所在地	箇所数	所在地	箇所数	所在地	箇所数
北海道	88	石川県	135	岡山県	88
青森県	22	福井県	76	広島県	72
岩手県	43	山梨県	58	山口県	151
宮城県	57	長野県	257	徳島県	14
秋田県	50	岐阜県	291	香川県	27
山形県	85	静岡県	197	愛媛県	20
福島県	155	愛知県	205	高知県	10
茨城県	43	三重県	67	福岡県	22
栃木県	18	滋賀県	85	佐賀県	15
群馬県	29	京都府	65	長崎県	9
埼玉県	37	大阪府	98	熊本県	5
千葉県	47	兵庫県	107	大分県	7
東京都	71	奈良県	109	宮崎県	3
神奈川県	56	和歌山県	6	鹿児島県	6
新潟県	152	鳥取県	10	沖縄県	5
富山県	167	島根県	33		

避難施設の指定に係る国土交通省の取組

内閣官房事態室・消防庁からの依頼を受け、緊急一時避難施設の指定を促進するため、

○鉄軌道事業者 ○地下街管理会社（地方公共団体経由）

○地下駐車場管理会社（地方公共団体経由） ○道路管理者（直轄国道）

に対し、国土交通省からも働きかけを行っているところ。（直近では、令和6年3月に文書を発出）

鉄軌道事業者向け

事務連絡
令和6年3月28日

管内各鉄軌道事業者 代表者 殿

関東運輸局鉄道部長

避難施設（地下駅舎）の指定の促進について（再協力依頼）

この度、内閣官房及び消防庁（以下「内閣官房等」という。）より、別添1のとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく避難施設の指定の促進についての再協力依頼がありました。

既に内閣官房等からは、令和2年12月に各公営地下鉄事業者並びに東京地下鉄株式会社及び大阪市高速電気軌道株式会社（以下「公営地下鉄等事業者」という。）、令和3年12月に公営地下鉄等事業者以外の事業者を含む形で、追加協力依頼の働きかけが行われましたが、その後、全国各地の地下駅舎において指定が実現するなどの進捗が見られました。

他方、今般、内閣官房等からは、爆風等からの被害の軽減効果が高く、かつ、収容力も高いと考えられる地下街、地下駅舎等の地下施設の指定促進は極めて重要なものと認識していること、令和3年度から令和7年度までの5年間を集中的な取組期間として位置づけられていることを踏まえ、その指定をより一層推進する観点から再度要請が行われました。今回の要請は、その基本的な趣旨は前回と同様としつつ、別添1の協力依頼の「別紙」に掲げる事業者の地下駅舎に対して働きかけを行うこととされています。

ついては、参考資料一式を情報提供いたしますので、都道府県知事等から指定に向けた相談が行われた際にはそれに協力するようにお願いいたします。

地下街管理会社向け

事務連絡
令和6年3月26日

各県・政令市
地下街防災推進事業 担当課長 殿

中部地方整備局 建政部
都市政策課 課長

避難施設の指定にかかる地下街の対応について（依頼）

これまで、内閣官房からの依頼に基づき消防庁が各指定権者に対し、避難施設の指定の促進について依頼しており、これを受けて、当課からも、令和2年度に地方公共団体を通じて地下街管理会社への情報提供をお願いしていました。

今般、地下街等については、緊急一時避難施設の指定促進に係る重点取組分野に位置付けられたことに伴い、消防庁から各指定権者に対して、重点取組分野を中心とした更なる避難施設の指定が依頼されたところです。

以上を踏まえ、地方公共団体を通じて地下街管理会社に対して、国民保護に係る政府及び地方公共団体における取組について改めて必要な情報提供を行うとともに、避難施設の指定に関し指定権者から協議があった際の施設管理者の同意に向けて理解を醸成していただくようお願いいたします。

（参考資料）

- 01 避難施設（地下駅舎及び地下街）の指定の促進について（再協力依頼）
（令和6年3月25日付け閣副事態第144号及び消防国第28号）[内閣官房副長官補付（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官及び消防庁国民保護・防災部国民保護室長から国土交通省宛て]
- 02 避難施設（地下施設）の指定の促進について（協力依頼）
（令和2年12月2日付け内閣官房及び消防庁事務連絡）[内閣官房副長官補付（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官及び消防庁国民保護・防災部国民保護室長から国土交通省宛て]
- 03 避難施設（地下駅舎）の指定の促進について（追加協力依頼）
（令和3年12月7日付け内閣官房及び消防庁事務連絡）[内閣官房副長官補付（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官及び消防庁国民保護・防災部国民保護室長から国土交通省宛て]
- 04 緊急一時避難施設の指定促進に向けた管内施設の総点検の結果等を踏まえた今後の取組について（依頼）
（令和6年3月1日付け消防国第10号消防庁国民保護室長通知）[消防庁国民保護室長から指定権者宛て]
- 05 地下施設の緊急一時避難施設（仮称）指定について Q&A
（令和3年6月2日内閣官房）

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1／2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、**駐車場、自転車駐車場、地域防災施設、人工地盤等**等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」

ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

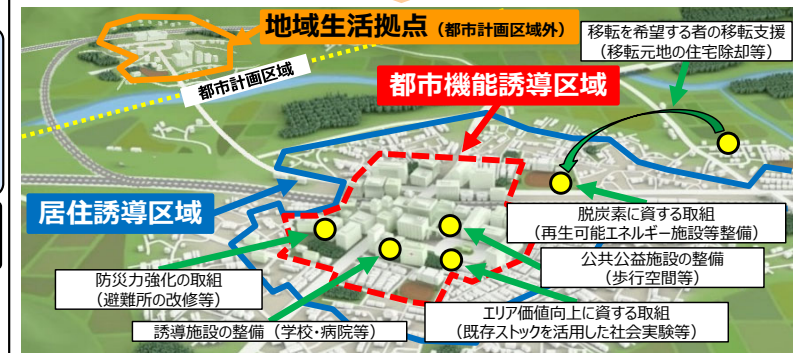
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



〔緊急一時避難施設の現状(R6.4.1現在)〕

- 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定しており、1～2時間の避難を想定している。
- 全国で58,589カ所(そのうち地下施設は3,926カ所)が指定されている。
- 施設の主な種類としては、学校の校舎、庁舎、公民館、スポーツ施設、福祉施設等がある。また、地下施設は、地下駅舎、地下街、地下道、地下駐車場等がある。自然災害に対応する災害対策基本法上の指定避難所にも指定されている緊急一時避難施設もある。

〔調査の進め方〕

- 武力攻撃災害について、広範囲で長期に及ぶとは想定されない場合であっても様々な場合が想定されるところ、現行の緊急一時避難施設において、各施設が備える機能は様々であると推定される。
- 今後、緊急一時避難施設について、何を備えていて、どのような施設になっているのかの実態を調査することとし、その後、緊急一時避難施設を充実させることも含めてその在り方の検討に活用していく。
- 併せて、外国の事例の調査・研究を速やかに進めていく。

「武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的考え方(令和6年3月29日 閣副事態第159号)」

(3) 緊急一時避難施設の充実

ア 取組の必要性

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に関しては、前記の特定臨時避難施設の整備及び緊急一時避難施設の指定促進に取り組みつつも、これらに加えて、現在の安全保障環境を踏まえ、武力攻撃災害について、広範囲で長期に及ぶとは想定されない場合であっても様々な場合を想定して、避難の方法、避難施設等を調査・研究することが重要である。

この調査・研究に関しては、既存施設を一層活用する観点から、まずは、緊急一時避難施設の実態を調査することとし、その実態を踏まえた上で、地域の実情に応じて、緊急一時避難施設を充実させることも含めてその在り方を検討することが必要である。

イ 今後の取組

緊急一時避難施設について、地域の実情に応じて、特定臨時避難施設の技術ガイドラインの内容も参考にしつつ、その充実も含めた在り方の検討に取り組む。

(1) 特定臨時避難施設の整備

[内閣官房、消防庁、防衛省]

(2) 緊急一時避難施設の指定促進等(地下施設の一層の確保及び地下利用促進を含む)

[内閣官房、内閣府(防災担当)、内閣府(地方創生)、消防庁、文科省、経産省、国交省]

(3) 緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討

[内閣官房、内閣府(防災担当)、消防庁、文科省、国交省]

(4) 政府における国民保護関連部署の機能強化

[各関係府省]